

5-12 世田谷区建築物浸水予防対策要綱

建築物の浸水予防対策検討結果の届出

近年、台風や集中豪雨により、世田谷区内で浸水被害が多く発生しています。局地的な激しい集中豪雨の発生に加え、浸水対策を講じていない建築物が計画されていることが原因の一つです。

世田谷区では浸水被害を未然に防ぎ、建築物の安全と衛生を確保することを目的として「建築物浸水予防対策要綱」を定めており、令和2年6月より届出対象を世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおける浸水の予想される区域に拡充しました。

建築物の浸水対策を十分に行ない、浸水被害が起こらないように備えましょう。

1. 対象となる建築物

- 建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物
- 建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物
- 世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の建築

2. 提出時期

確認済証受領時までにご提出ください。

3. 区への提出

届出書一式を2部ご用意の上、都市整備政策部建築調整課までご提出又は電子申請をご利用ください。

4. 届出書について

- 窓口で配布しています。またはホームページよりダウンロードできます。
- 添付書類について
案内図及び浸水対策の概要が分かる資料（配置図等）の添付をお願いします。
- 申請者が建築主ではない場合、建築主へ報告、了解を得た上で日付と建築主のお名前を記入してください。委任状は必要ありません。
- 建売住宅等で所有者が変更になる際にも、講じた浸水対策を変更後の所有者に説明をお願いします。
- 浸水予防対策について
近年の局地的豪雨はいつどこで起こるかわかりません。
地下や半地下の玄関等には、道路面より少し高く工作物を設けるなどして水が流れ込まない工夫を、またトイレや浴室が道路面より低い位置にある場合、下水が逆流しないように逆流防止弁等を設けるなど、設計段階で何らかの対策を講じていただくことで浸水被害が軽減されます。
- 世田谷区の洪水・内水氾濫ハザードマップ及び浸水確認箇所一覧／浸水確認箇所図は、ホームページでご覧いただけます。世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップは、最新版をご確認ください。

(対策例①)

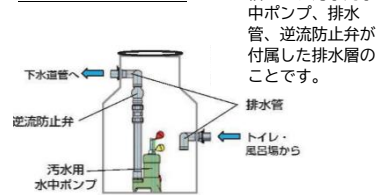
道路面より高い工作物を設け、水の流入を防止する。



(対策例②)

半地下のトイレの下水道管に逆流防止弁と水中ポンプを設置する。
※トイレや浴室が道路面より低い位置にある場合は、下水が逆流する場合があります。

汚水用排水ポンプ槽



○汚水用排水ポンプ槽とは、汚水用水中ポンプ、排水管、逆流防止弁が付属した排水層のことです。

担当

都市整備政策部 建築調整課 建築調整担当

電話番号 03-6432-7162 ファクシミリ 03-6432-7985